

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（自己申告、住居手当調査特集） 2025年5月14日 NO. 724

自己申告制度は、本来の趣旨からしても事務職員の自主性・自発性が尊重されるべきです

自己申告を含めた人事考課制度（自己申告制度、業績評価制度、本人開示、苦情処理制度）は、昇給や勤勉手当の成績率を始めとして、事務職員の賃金・労働条件に大きく影響を与えるものです。また、人材育成の観点から人材育成計画を策定し、事務職員間に差をつけることが目的であってはいけません。自己申告制度では、本来の趣旨からして、事務職員の自主性・自発性が尊重されるべきものです。

校長は事務職員のことをおざなりにしがち 職務目標が示されず、面接も行われず！？

教育職である学校長は、教員を優先的に考えるため、事務職員はおざなりになることが多いです。自己申告制度の前提である「職務目標」を示されない場合や面接を行わない場合も多く、1級主事から3級課長代理までいる事務職員の職級ごとの職務内容＝各職級に期待される目標が明らかにされていないことも大きな問題です。「標準的な職務」についても、私費会計である学校徴収金が入っていることなど、問題があります。

学校と都庁内とでは組織形態が違い、都庁内のやり方をそのまま適用するには無理がある

小中学校の事務職員の場合は、都庁内のピラミット型の組織形態とは違い、1・2名で職務をこなしているため、必ずしも都庁内のやり方を適用することができません。自己申告についても、都庁内のやり方をそのまま適用するには、無理があります。

自己申告制度を積極的にとらえ返し、面接では日頃の問題意識を主張してはどうだろうか？

自己申告制度には、小中学校に適用するには、様々な問題点もあります。しかし、導入から時間も経過し、「定着」してきています。自己申告制度を積極的にとらえ返し、面接などではむしろ日頃の問題意識を学校長に主張する機会として考えたらどうでしょうか。

現員現給（住居手当）調査は、東京都の支給実態に合わない 見直しを求めます

都教委は毎年5月に文部科学省の「義務教育費国庫負担金に係る現員現給調査」の一つとして「住居手当の調査」を実施しています。これは都が支払う小中学校教職員（県費負担教職員）の給与について、義務教育費国庫負担法に基づき国がその3分の1を負担することから、国の都に対する国庫負担金を算定するために実施しているものと解します。

この交付の算定基礎となる定数配置基準・諸手当などは全て国の基準により算定され、住居手当も同様です。一方、東京都は、職員（教職員）に対する住居手当の支給について、2012年度以降「35歳未満かつ家賃負担月額15,000円以上の職員のみを支給対象」とする見直しを実施しています。そのため、東京都が職員（教職員）に支給する住居手当は、「住居手当の調査」上の基準（国基準）と大きく乖離（かいり）しています。

ところが、「住居手当の調査」において、都教委は教職員に対する住居手当が2012年度以降も引き続き国基準で支給されている前提で学校・地教委の給与事務担当者に回答を求めているため、現在の様式に基づく住居届により正確に回答することは無理があり、また国基準での支給という「仮定の下」で教職員に居住実態を聴取するとすると、規則上の根拠がない不当な個人情報の収集になりかねません。

更に、国が教職員に住居手当を支給していると認定して都教委が国庫負担金を受領するとすると、国庫負担金（住居手当の3分の1相当額）の用途が明らかでなく、「住居手当の調査」自体の正当性に疑いを持たざるを得ません。

東学は、貴職に対して下記のとおり申し入れを行うとともに、誠意ある対応を求めます。

1. 東京都の実態に沿わない「住居手当の調査」を中止すること。
2. 引き続き「住居手当の調査」を実施する場合は、東京都の住居手当の支給実態に沿った回答を求める内容に改め、学校・地教委の給与事務担当者による東京都での支給対象とならない教職員の住居実態の調査・聴取が生じないようにすること。

「選択的夫婦別姓制度」について考える（その2） 夫婦が同じ姓か別々な姓かを選択可

選択的夫婦別姓制度とは、婚姻にあたり、それまでの姓をそのまま維持することも、配偶者の姓に改正することも、いずれも選択できるようにする制度です。新たに婚姻する夫婦のうち約95%で女性が姓を変えており、事実上、多くの女性が結婚に伴い改姓を強いられています。国際的にも、夫婦同姓を法律で強制している国は、日本だけです。最高裁は、国会での議論を促しています。

通称の公証化により問題を解決するべき、との意見もありますが、通称はあくまでも通称に過ぎません。

別姓夫婦の子どもの姓をどうするかは、議論の必要があると考えています。

社会情勢や世論が大きく変化し、多くの女性たち、労働組合、経済団体などからも、選択的夫婦別姓制度の導入を求める声が上がっています。

別姓の賛成派と反対派の主張 通称はあくまでも通称に過ぎず、問題解決にはなりません

賛成派の主張は、結婚で姓が変わり、日常生活や仕事上で不都合が生じたり、アイデンティティーの喪失につながったりする、制度の導入を求めています。

反対派の主張は、姓を「家族の呼称」ととらえ、夫婦や親子が同じ姓を名乗るのは日本の伝統として定着している、別姓制度が導入されると、それが揺らぐとしています。

「旧姓（通称）使用で事足りる」との意見もありますが、金融機関での手続きや税に関する書類など、戸籍上の姓が求められる場面が残り、旧姓との使い分けに不便さを訴える声は根強いです。

別姓が一般的な海外では、通称使用は理解されにくいようです。